

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和2年5月14日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

ホンダリエ	永井啓介	佐々木哲夫
山下昌彦	杉山幹人	守島正
岡崎太	飯田哲史	大橋一隆
丹野壮治	佐々木りえ	高見亮
前田和彦	山本長助	北野妙子
福田武洋	八尾進	西徳人
西崎照明	明石直樹	

(別 紙)

## 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「60日」を「90日」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和元年5月1日から令和2年3月31日までの間に交付した政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写しの閲覧に限り、第9条第2項中「提出すべき期間の末日の翌日から起算して90日を経過する日の翌日(その日が市の休日に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日)」とあるのは、「議長が定める日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

政務活動費の収支報告書等の写しの閲覧を開始する日を改めるとともに、令和元年5月1日から令和2年3月31日までの間に交付した政務活動費の収支報告書等の写しの閲覧を開始する日の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市会政務活動費の交付に関する条例（抄）

(収支報告書等の保存及び閲覧)

### 第9条 省 略

- 2 議長は、前項の収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日(その日が市の休日に当たる場合は、その日後**90日**

最初に到来する市の休日以外の日)から、インターネットの利用及び議長が別に定める方法により一般の閲覧に供する。

### 3 省 略

#### 附 則

#### 1 省 略

- 2 **令和元年5月1日から令和2年3月31日までの間に交付した政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写しの閲覧に限り、第9条第2項中「提出すべき期間の末日の翌日から起算して90日を経過する日の翌日(その日が市の休日に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日)」とあるのは、「議長が定める日」とする。**